

令和3年4月19日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】日本における新型コロナウイルス水際対策強化（注意喚起：出国前検査証明確認の厳格化）

【ポイント】

○4月19日から、日本入国時の検疫における出国前検査証明の確認がますます厳格化されますので、日本国厚生労働省が指定するフォーマットを利用して検査証明を取得していただけますようお願いします。

【本文】

1 本件につきましては、3月31日付け領事メールで注意喚起したところですが、日本人帰国者を含む全ての入国者に対して求めている出国前検査証明に関し、出国時の搭乗手続や本邦入国時の検疫において、検査証明の有効性をめぐり様々なトラブルや混乱が生じております。

2 4月19日から、入国時の検疫における出国前検査証明の確認がますます厳格化されるにあたり、このような問題を避けるためにも、入国者におかれましては日本国厚生労働省が指定するフォーマットを利用して検査証明を取得していただけますようお願いします。

3 今後も任意のフォーマットの利用は妨げられませんが、仮に任意のフォーマットによる検査証明を取得される場合には、航空機の搭乗時及び本邦入国時に検査証明の内容を確認するための時間がかかることがあり得るほか、場合によっては、搭乗拒否や検疫法に基づき入国が認められないおそれがありますことをあらかじめご理解下さい。

4 なお、日本国厚生労働省が有効と認める検査検体及び検査方法以外による検査証明は、本邦検疫及び各航空会社に無効なものと取り扱われます。入国者におかれましても、①厚生労働省が有効と認める検査検体及び検査方法等の所定の事項を十分に理解すること、②所定の要件を満たす検査を受けること（類似の名称の検査方法が複数存在するため検査時に十分注意下さい。）、③交付された検査証明書の記載内容に記入漏れ等の不備がないか自ら確認すること（任意様式の場合には必要情報の該当箇所にマーカーをする）など、ご自身の

責任において有効な検査証明書をご準備の上、空港チェックインカウンターにご持参下さい。

5 出発地で日本国厚生労働省の所定フォーマットによる検査証明を取得できない等の特別な事情がある場合には、出発地の在外公館に前広にご相談ください。

## 6 参考

(1) 検査証明書の提示について (厚生労働省HP、以下リンク)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

(2) 日本入国時に必要な検査証明書の要件について (検体、検査方法、検査時間) (厚生労働省HP、以下リンク)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000769425.pdf>

(3) 検査証明書の確認について (本邦渡航予定者用 Q&A) [ここをクリック](#)

(4) 水際対策に係る新たな措置について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスに自動的に配信されております。

(問い合わせ先)

在オマーン日本国大使館

—住所: Villa No. 760、Way No. 3011、Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、Shati Al-Qurum

—電話: (+968) 24601028

—FAX: (+968) 24698720

—ホームページ: [https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)